

# 異動届出書の書き方

□内のみ記入してください。

給与支払者名(事業所名)・所在地・個人番号又は法人番号を記入してください。

「特別徴収税額の決定・変更通知書(茶色刷)」の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で税額変更のあった人については、変更後の金額を記入してください。非課税の方についても提出が必要です(0円と記入)。

特別徴収税額から徴収済税額を引いた額を記入してください。一括徴収する場合は「徴収予定額合計」にも記入してください。

給与から徴収済(予定)月、及び合計額を記入してください。

退職・転勤等の年月日を記入してください。

異動後の未徴収税額の納付方法を選択してください。

- ① 特別徴収継続: 転勤や再就職で新しい勤務先で特別徴収を継続する場合
- ② 一括徴収: 最終の給与等から一括して引き去りする場合(死亡以外の場合)
- ③ 普通徴収(本人が納付): 退職等で未徴収税額を本人に納めていただく場合

「特別徴収税額の通知書」の「指定番号」と「宛番号」を記入してください。

給与所得者の氏名等を記入してください。なお、給与所得者が婚姻等により氏名変更になった場合は、旧姓名を記入し、右の欄に新姓を記入してください。

① 特別徴収継続の場合は新勤務先に徴収開始月、月割税額を連絡の上、名称等必要事項を記入し、連絡済事項を記入してください。※特別徴収指定番号が不明の場合は空白でかまいません。新規の場合は「新規」と記入してください。

② 一括徴収の場合は何月分として納入するか記入してください。

③ 普通徴収(一括徴収しない)の場合は、いずれかの番号を記入してください。

市町村民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

受付印		整理番号	
4	令和 4 年 12 月 4 日 提出	611-0024	宇治市宇治琵琶33
京都府宇治市長		株式会社 宇治橋工業所	
給与支払者(特別徴収義務者)		個人番号又は法人番号(右詰めでご記入ください)	
〒611-0024		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	
フリガナ ウジバシ タロウ		(ア) 特別徴収税額(年税額)	
氏名 宇治橋 太郎		(イ) 徴収済税額	
生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 37 年 4 月 1 日		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		例) 11月10日納期限分の場合→10月分	
住所 宇治市宇治乙方999-9		異動年月日	
362,000 円		令和 4 年 11 月 30 日	
181,400 円		異動の事由	
180,600 円		※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	
異動後		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1. 転勤・転籍		番号を記入	
2. 退職		① 特別徴収継続	
3. 死亡		② 一括徴収	
4. 休職		③ 普通徴収(本人が納付)	
5. 喪欠		番号を記入	
6. 支払少額		8. その他の理由を右欄へ記入	
7. 支払不定期		8. その他の理由を右欄へ記入	
8. その他		8. その他の理由を右欄へ記入	

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

〒611-0041		特別徴収指定番号	
宇治市槇島町九十九99-9		61100032	
フリガナ カブシキガイシャ ハナヤマコウギョウシヨ		氏名 花山 太郎	
株式会社 花山工業所		電話番号 0774-00-XXXX	
法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	
新しい勤務先へは、		月割額 30,100 円 を 12 月分	
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
受給者番号		納入書の要否(新規の場合のみ記載)	
番号を記入		番号を記入 ① 必要 ② 不要	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入		徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入	
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		180,600 円	
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		左記の一括徴収した税額は、12 月分(翌月10日納期限)で納入します。	

③ 普通徴収(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入		異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	
1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。		旧特別徴収税額欄	
2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。		3年度 月分以降の月割額は	
3. 死亡による退職のため。		4年度 月分以降の月割額は	

旧特別徴収税額欄	3年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検